

第 49 回信濃町地域公共交通協議会

【協議事項】

(1) 信濃町地域公共交通協議会の規約の改正について

【内容】一般乗合旅客自動車運送事業の運賃の協議について、信濃町地域公共交通協議会内に分科会を設置するため、本協議会の規約を改正するもの。

- ・第 10 条に（分科会）を追加
- ・第 10 条の追加により、次条以降の条番号を変更
- ・（施行期日）を追加
- ・別表 3 を追加

【協議結果】

- 本協議会委員数 31名
- 回答委員 31名（会長を除く）

委員の過半数の回答があったため、本会議について有効であることを報告します。

●協議決議結果

(1) 信濃町地域公共交通協議会の規約の改正

賛 31名 否 0名

委員の 2 / 3 以上の決議があったため、(1) 議案について承認されたことを報告します。

●意見

- ・何の法律に基づく、協議会なのかを入れていただくと良いかと存じます。（例：～協議するため、道路運送法第 9 条第 4 項の規定に基づき、分科会をおく。）

●その他

今回の議事に対するものではありませんでしたが、意見としていただいたものについて、ご回答いたします。

- ・12 月 15 日の会議の決定事項を利用者の皆様や住民に「どのような方法」でお伝えするのか、ちょっと気がかりになっております。知恵を出し合って、スムーズな移行が出来るようにと思っています。

(回答) 協議会の議事内容、資料等は全て町ホームページで公開しておりますが、4 月の再編に向けては町広報やチラシ、説明会などで住民の皆様さまにお知らせをしていくよう考えております。